

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

平成29年3月23日 制定
平成30年3月14日 最終改正
公益社団法人 全日本トラック協会

（事業趣旨）

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故を削減するために、衝突被害軽減ブレーキ装置（車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置）（以下「装置」という。）の導入助成事業を実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて地方ト協会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

（対象装置）

第2条 助成対象とする装置は、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

（助成額）

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に装置を搭載した車両を新たに導入した場合、別に定める額を交付する。
2 地ト協への交付限度額は別に定める。

（実績報告及び助成金の請求）

第4条 地方ト協は、事業者の装置導入事業が完了したときは、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

（助成金交付）

第5条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、地方ト協に対して、助成金を交付する。
2 地方ト協は全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

（助成金の返還）

第6条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることが

できる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(装置の処分制限)

第7条 事業者は、交付対象となった装置を装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則)（平成29年3月23日）

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則)（平成30年3月14日）

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。